

議 案 書

令 和 3 年 6 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 5 1	令和3年度松山市一般会計補正予算（第5号）		1
5 2	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について		7
5 3	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		9
5 4	松山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について		1 1
5 5	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について		1 3
5 6	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		1 5
5 7	松山市公民館条例の一部改正について		1 7
5 8	松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の制定について		1 9
5 9	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		2 1
6 0	松山市救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		2 9
6 1	松山市・伊予消防等事務組合・東温市消防指令事務協議会の設置について		3 3
6 2	工事請負契約の締結について（松山中央公園坊っちゃんスタジアムスコアボード設備更新工事）		3 7
6 3	市道路線の認定及び廃止について		3 9

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて		

令和3年度松山市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206,828,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年6月11日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		17,700,000 千円	126,000 千円	17,826,000 千円
	1 地方交付税	17,700,000	126,000	17,826,000
16 国庫支出金		54,546,950	204,081	54,751,031
	1 国庫負担金	40,165,353	161,093	40,326,446
	2 国庫補助金	14,276,612	42,305	14,318,917
	3 委託金	104,985	683	105,668
17 県支出金		17,316,820	79,964	17,396,784
	2 県補助金	4,989,806	76,554	5,066,360
	3 委託金	1,035,675	3,410	1,039,085
20 繰入金		13,722,323	480,000	14,202,323
	1 基金繰入金	13,688,941	480,000	14,168,941
22 諸収入		6,585,757	30,759	6,616,516
	4 雑入	2,021,469	30,759	2,052,228
23 市債		14,260,600	170,800	14,431,400
	1 市債	14,260,600	170,800	14,431,400
歳入	合計	205,736,677	1,091,604	206,828,281

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,601,159千円	4,000千円	14,605,159千円
	1 総務管理費	11,304,835	4,000	11,308,835
3 民生費		98,993,709	34,813	99,028,522
	1 社会福祉費	41,641,254	34,813	41,676,067
4 衛生費		19,816,682	322,188	20,138,870
	1 保健衛生費	3,072,002	322,188	3,394,190
6 農林水産業費		2,643,039	39,831	2,682,870
	1 農業費	1,367,036	39,831	1,406,867
7 商工費		17,725,863	295,000	18,020,863
	1 商工費	16,297,418	295,000	16,592,418
8 土木費		14,911,640	351,137	15,262,777
	4 港湾費	254,794	185,137	439,931
	5 都市計画費	9,012,847	120,000	9,132,847
	6 住宅費	1,016,054	46,000	1,062,054
10 教育費		13,818,556	44,635	13,863,191
	1 教育総務費	2,131,633	28,801	2,160,434
	3 中学校費	1,236,706	1,122	1,237,828
	5 社会教育費	2,692,210	13,366	2,705,576

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	5,206,202 千円	1,346 千円	5,207,548 千円
歳出	合計	205,736,677	1,091,604	206,828,281

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 170,000	1 借入先 財務省，地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和3年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 （ただし，利率 見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について は，利率の 見直しを 行った後に おいては， 当該見直し 後の利率。）	1 償還期限 30年以内（内据置5年以内） 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還，償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省，地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
都市計画事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和3年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。 	千円	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	790,000				800,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ	

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 松山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 3 1 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 1 1 号)第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(松山市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 松山市国民健康保険条例(昭和 3 5 年条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正)

第 3 条 松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例(令和 2 年条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、

人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 2 9 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限り」に改める。

第 5 8 条第 1 項中「法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項（）」を「市長は、必要があると認めるときは、法第 3 4 9 条の 3 の 3 第 1 項（）」に、「者は」を「者に」に、「市長に提出しなければならない」を「提出させることができる」に改める。

附則第 3 条の 3 第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 3 条の 4 中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 1 2 条の 3 の見出し中「新築住宅」を「認定長期優良住宅」に改め、同条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 1 2 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第 1 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（平成 3 0 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用）

第 1 2 条の 3 の 2 市長は、必要があると認めるときは、法附則第 1 6 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者に、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 1 2 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる

者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第59条の規定は適用しない。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3条の4の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第18条第2項及び第29条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲に係る扶養親族の取扱いを見直すとともに、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置等を講じるため、本案を提出する。

議案第 54 号

令和 3 年 6 月 11 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松山市固定資産評価審査委員会条例（昭和 38 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

審査申出書の押印及び口述書の署名押印を廃止するため、本案を提出する。

議案第 55 号

令和 3 年 6 月 11 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例
(平成 29 年条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するため、本案を提出
する。

議案第 56 号

令和 3 年 6 月 11 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とする。

別表第 2 中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務について個人番号の利用を廃止するため、本案を提出する。

議案第 57 号

令和 3 年 6 月 11 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例の一部改正について

松山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例の一部を改正する条例

松山市公民館条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1228 番地」を「1228 番地 2」に改める。

別表第 2 味酒公民館の部小会議室の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

味酒公民館についてエレベーターの設置に伴い小会議室を廃止するため、本案を提出する。

令和3年6月11日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例の制定について

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例を次のように定める。

記

松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する小学校及び中学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理並びに本市が設置する幼稚園における幼稚園給食の実施及び幼稚園給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、学校給食費及び幼稚園給食費の管理については、松山市債権管理条例（平成31年条例第6号）の例による。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。
- (4) 幼稚園給食 学校給食に準じて実施する幼稚園の給食をいう。
- (5) 幼稚園給食費 幼稚園給食に要する経費のうち、学校給食費に準じる経費をいう。

(学校給食及び幼稚園給食の実施)

第3条 市は、本市が設置する小学校及び中学校において学校給食を実施し、並びに本市が設置する幼稚園において幼稚園給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

3 市長は、規則で定めるやむを得ない事情により学校給食の実施を中止したときは、当該事情に係る学校給食費を徴収しないことができる。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。

(幼稚園給食費の納付等)

第6条 幼稚園長は、幼稚園給食の提供を受ける園児の保護者その他幼稚園給食の提供を受ける者から幼稚園給食費を徴収し、規則で定める日までに当該幼稚園給食費を市長に納付しなければならない。

2 幼稚園給食費の額は、規則で定める。

3 市長は、規則で定めるやむを得ない事情により幼稚園給食の実施を中止したときは、当該事情に係る幼稚園給食費を徴収しないことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食及び幼稚園給食の実施並びに学校給食費及び幼稚園給食費の管理に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

学校給食費等の公会計化に伴い、学校給食等の実施及び学校給食費等の管理について定めるため、本案を提出する。

令和3年6月11日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第209条」を「第209条・第210条」に改める。

第208条第1項中「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」を「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費」に改める。

第209条を第210条とし，第18章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項，第44条の4，第49条第1項及び第2項，第95条，第95条の5，第123条，第149条，第149条の4，第159条，第159条の4，第172条，第185条，第190条，第194条，第194条の12，第194条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。），第15条（第44条第1項及び第2項，第44条の4，第49条第1項及び第2項，第78条，第95条，第95条の5，第11

0条, 第110条の4, 第123条, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12, 第194条の20, 第201条並びに第208条第1項において準用する場合を含む。), 第54条第1項, 第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条の3第1項及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は, 交付, 説明, 同意, 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち, この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては, 当該交付等の相手方の承諾を得て, 当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ, 書面に代えて, 電磁的方法(電子的方法, 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(松山市指定障害者支援施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定障害者支援施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」を「第62条・第63条」に改める。

第62条を第63条とし, 第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は, 作成, 保存その他これらに類するもののうち, この条例の規定において書面(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項, 第16条及び次項に規定するものを除く。)については, 書面に代えて, 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって, 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改める。

第91条を第92条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 松山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 松山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されてい

る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第46条・第47条」に改める。

第46条を第47条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 松山市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第18条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の

規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条・第42条」に改める。

第41条を第42条とし，第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第41条 特定児童福祉施設及びその職員は，記録，作成その他これらに類するものうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め，同項第3号中「限る」の次に「。以下この号及び第4項第1号において同じ」を加え，同条第5項中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第49条を第50条とし，第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもの

のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第10条 松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第106条」を「第106条・第107条」に改める。

第103条第1項中「）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」を「）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改める。

第106条を第107条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができ

る。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和3年6月11日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加

える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 救護施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条第2項（新条例第25条、第31条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い，救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の運営に関する基準に関し，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市・伊予消防等事務組合・東温市消防指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、伊予消防等事務組合及び東温市と消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することに関し、協議により次のとおり協議会の規約を定め、協議会を設置する。

記

松山市・伊予消防等事務組合・東温市消防指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第 1 条 この協議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、松山市・伊予消防等事務組合・東温市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける団体）

第 3 条 協議会は、松山市、伊予消防等事務組合及び東温市（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第 4 条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、愛媛県松山市本町六丁目 6 番地 1 松山市消防局内に置く。

（協議会の組織）

第 6 条 協議会は、会長、副会長 2 人及び委員 9 人以内をもって組織する。

（会長及び副会長）

第 7 条 会長は、松山市消防局長の職にある者をもって充て、副会長は、伊予消防等事務

組合消防本部消防長及び東温市消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 第4条に規定する協議会の担任する事務（以下「担当事務」という。）に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

- 2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員の中から選任するものとする。
- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、副会長及び委員の総数の半数以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、会長、副会長及び委員の総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議によりこれを定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会が担当事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する松山市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 松山市は、担当事務に係る松山市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ伊予消防等事務組合及び東温市と協議しなければならない。

3 松山市長は、担当事務に係る松山市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を伊予消防等事務組合及び東温市の長及び消防長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体が協議して別に定める負担割合によるものとする。

3 伊予消防等事務組合及び東温市は、第1項の規定による負担金を松山市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する松山市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方

自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を定めることができる。

付 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

(提案理由)

伊予消防等事務組合及び東温市と消防指令事務協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

令和3年6月11日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山中央公園坊っちゃんスタジアムスコアボード設備更新工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山中央公園坊っちゃんスタジアムスコアボード設備更新工事
2. 施工場所 松山市市坪西町625番地1
3. 内 容 建築概要 鉄筋コンクリート, 鉄骨鉄筋コンクリート, 鉄骨造
4階 延床面積 33,421.45㎡
メインスコアボード設備工事 1式
サブスコアボード設備工事 1式
送出設備工事 1式
フィールド設備工事 1式
館内共聴設備工事 1式
幹線設備工事 1式
構内配電線路設備工事 1式
解体・撤去工事 1式
4. 請 負 人 松山市余戸中一丁目1番23号
三徳電機株式会社
代表取締役 木下 裕介
5. 請負金額 4億3,911万8,900円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 3 年 6 月 1 1 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 余土 2 5 5 号線	余戸南二丁目	余戸南二丁目	

2. 次の市道路線の一部を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
2	市道 小山の間線	中西外	中西外	

(提案理由)

図面番号第 1 号は生活道路整備事業に伴い、市道に認定するため、第 2 号は周辺土地利用の変化により一般交通の用に供する必要がなくなった道路で地元からの申請に基づき、市道の路線の一部を廃止するため、道路法第 8 条及び第 1 0 条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

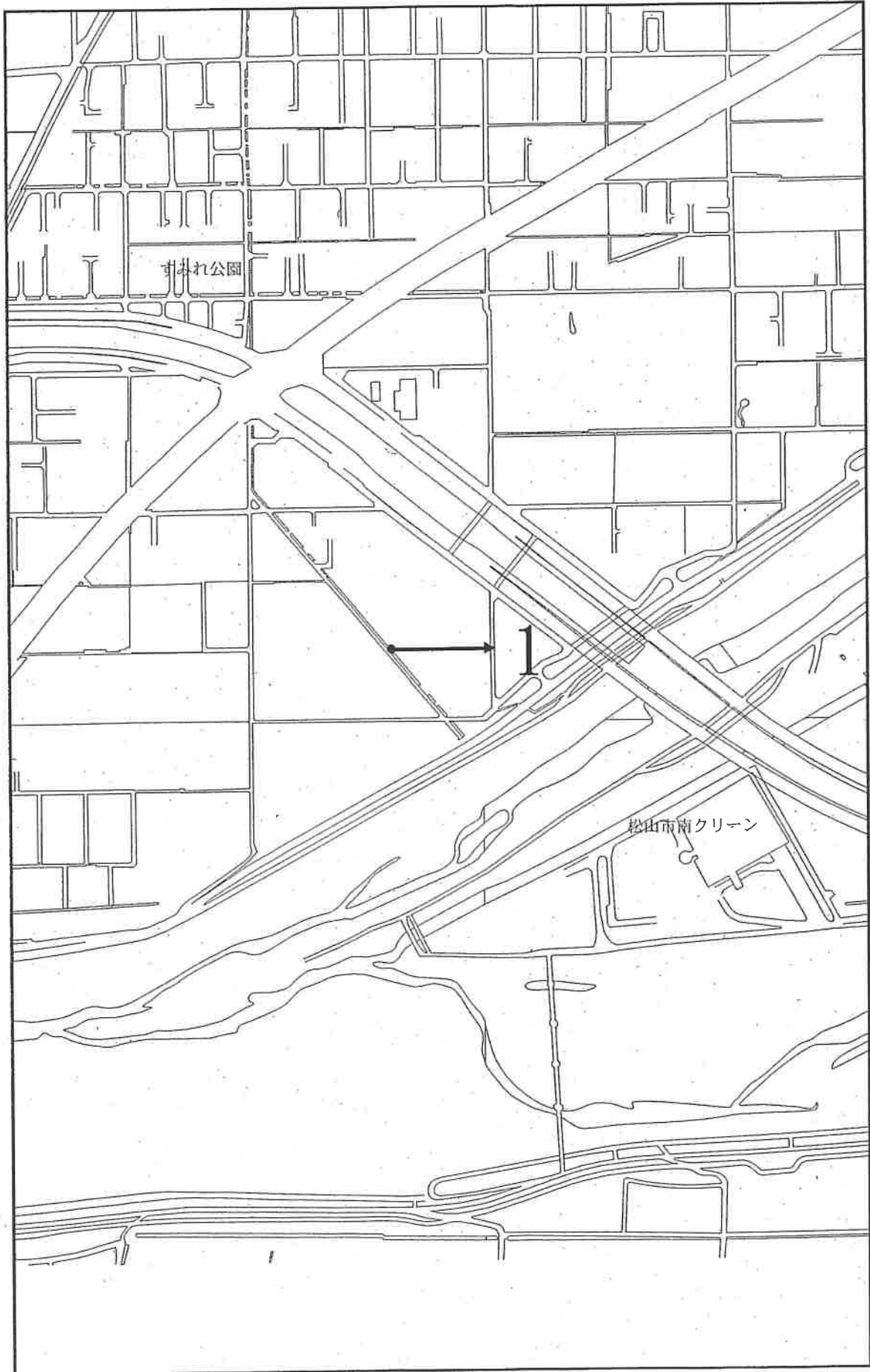
(路線の廃止又は変更)

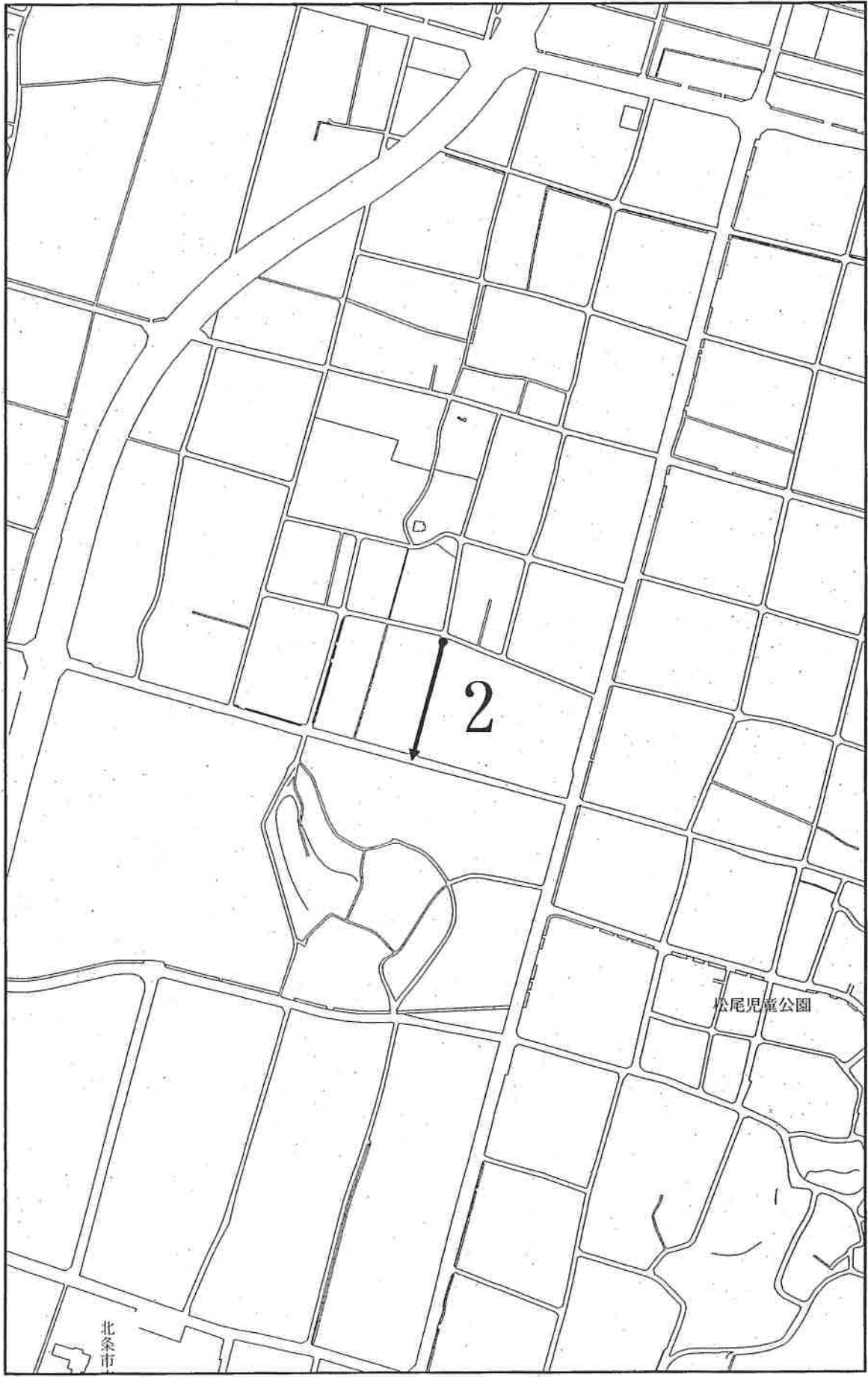
第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の

用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。





北条市

松尾児童公園

2

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 余土255号線	松山市 余戸南二丁目 694番地先	松山市 余戸南二丁目 690番1地先	4.3 ～ 8.2	99.0

図面 番号	路線名	区 間		敷地の 幅員 m	延長 m
2	市 道 小山の間線	現行	松山市 中西外283番2地先 松山市 中西外436番1地先	4.1 ～ 8.0	202.0
		廃止	松山市 中西外429番1地先 松山市 中西外436番1地先	—	111.1

